

プロジェクト リース

項目 第 114 回企業結合専門委員会で聞かれた意見

**本資料の目的**

1. 本資料は、第 114 回企業結合専門委員会（2024 年 3 月 14 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

**企業結合時における使用権資産及びリース負債の測定の取扱いに関する意見****（企業結合時の使用権資産とリース負債を同額とする提案）**

2. 使用権資産とリース負債を同額とする方法以外を定めない提案であるため、簡便的な取扱いであるとの表現はしない方が良いと考える。

**（リースの市場条件の調整）**

3. リースの市場条件の調整を求める案（以下「案 A」という。）を支持する。国際財務報告基準（以下「IFRS 会計基準」という。）との基準差をあえて設ける必要はないと考える。また、リースの市場条件の調整を求めない案（以下「案 B」という。）ではリースが市場条件と著しく異なる場合であっても調整する余地がなくなると考える。実務上の懸念については、一般的な重要性で対処できると考えられ、合わせて提案されている経過措置も含めてリースの市場条件の調整を求める案 A に賛同する。
4. 合併等の場合に、IFRS 会計基準との差異があると、IFRS 任意適用企業において調整が必要になる懸念がある点からも案 A に賛同する。
5. リースの市場条件の調整については、これまでの我が国の会計基準にはない概念であり、市場条件と比較した場合に著しく有利又は不利な場合とするなど重要性がある場合に限定することも考えられる。
6. 事務局提案では、案 A のメリットとしてより正確にのれんを算定できるとしているが、のれんは配分残余であり直接測定できるものではないため、表現を見直した方が良いと考える。

7. 市場条件の調整を重要性がある場合に限定するとした場合、複数の重要性概念により実務が混乱する懸念があると思われるため、一般的な重要性で対処する方が良いと考える。
8. IFRS 会計基準との差異を設けない観点から案 A も支持できるが、案 B についてリースの市場条件の調整を求める考え方には、市場条件より有利又は不利であることによる無形の価値を使用権資産で調整するという背景があると考えられるため、無形資産の識別に分離して譲渡可能である点を重視する我が国の会計基準と IFRS 会計基準との相違からリースの市場条件の調整を求めない論拠を説明することも可能と考える。

## **文案に関する意見**

### **(記載箇所)**

9. 「被取得企業のリースに係る取得原価の配分」に関する記載に関して、企業会計基準適用指針第 10 号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（以下「結合分離適用指針」という。）のⅢ. 6. (7)の後に追加する提案について、使用権資産も含む文案であることを考慮して、負債に関する記載場所とするのではなく、資産に関する記載であるⅢ. 6. (6)の後としてはどうか。

### **(企業結合時の使用権資産とリース負債を同額とする提案)**

10. 使用権資産及びリース負債を同額とする取扱いに関して、企業結合日の時価の算定等の財務諸表作成者の実務上のコストが財務諸表利用者のベネフィットを上回ると考えられるため IFRS 第 3 号「企業結合」（以下「IFRS 第 3 号」という。）と同様の取扱いをすることとしたとの結論の背景の文案は、論拠としては適切でないと考ええる。

### **(リースの市場条件の調整)**

11. 使用権資産を、当該リースの条件が市場の条件と異なる場合は調整後の額とする文案について、どのような場合に調整が必要となるかを明確するため、IFRS 第 3 号第 28B 項と同様に「有利又は不利な条件」と記載した方が良いと考える。
12. 具体的にどのような調整が必要となるかが明確になるように、事務局の分析に記載されている当該調整はのれんの残高に影響があり、使用権資産の入繰りが生じる等を結論の背景に記載してはどうか。

13. 現状の結論の背景の文案では、案 A と案 B いずれにも共通する事項をしか記載されていないが、今後の審議で検討するにあたってはそれぞれに固有の結論の背景を示してはどうか。

**(短期リース)**

14. 短期リースについて、IFRS 第 3 号では企業結合日から 1 年以内のリースを対象にしていると理解しているが、事務局提案ではリース期間が 1 年以内ものを対象としており取り扱いに差があるように読めるため、同様の定めとしてはどうか。

**(その他)**

15. 結論の背景の文案のうち、改正の経緯についての記載が冗長であるため、修文してはどうか。
16. 結合分離適用指針の文案の第 66-2 項において、取得企業が被取得企業で識別されたリースに係る使用权資産及びリース負債を識別可能資産及び負債として取得原価の配分額を算定するとの記載は不要ではないか。

以 上